

## 新型コロナウイルス感染症の影響により納税の猶予を受けられている事業者の方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により納税の猶予を受けられている方で、滋賀県物品・役務に係る競争入札参加資格審査申請の添付書類として求めている書類のうち、当該書類を提出できない場合は、代替書類として以下の書類を提出してください。

(1) 消費税に未納がないことを証する納税証明書（その3、その3の2、その3の3）が提出できない場合、以下の①・②いずれかの書類を提出してください。

① 納税の猶予許可通知書（写し）

新型コロナウイルス感染症に関する特例猶予を受けられている旨が記載されているもの

② 納税証明書（その1）（写し可）

備考欄に新型コロナウイルス感染症に関する特例猶予を受けられている旨が記載されているもの

(2) 都道府県税に未納がないことを証する納税証明書が提出できない場合

① 滋賀県内に本店を有する事業者・滋賀県外に本店を有する事業者で滋賀県内の営業所に権限を委任する事業者

猶予を受けられていても、県税すべてに未納がないことを証する納税証明書の交付が受けられません。

② 滋賀県外に本店を有する事業者

以下のア～ウのいずれも提出できない場合については、都道府県税について新型コロナウイルス感染症に関する納税の特例猶予を受けられていることが分かる書類（写し可）を提出してください。

(ア) 都道府県税すべてに未納がないことを証する納税証明書（写し可）

(イ) 直近1事業年度分の法人事業税および法人都道府県民税の納税証明書。（未納がないものに限る。）（写し可）

(ウ) 法人事業税および法人都道府県民税に未納がないことを証する納税証明書（写し可）

※ 都道府県税については、都道府県ごとに納税証明書の様式が異なるため、以下の問合せ先で相談してください。

(3) 問合せ先

① 滋賀県物品・役務に係る競争入札参加資格審査申請書に関すること

滋賀県庁会計管理局管理課エコオフィス係

TEL：077-528-4314 FAX：077-528-4920

② 滋賀県税に関すること

滋賀県ホームページ：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/310841.html>

③ 国税に関すること

国税庁ホームページ：[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)